(エ) 管理する自動車

県内で事業に用いている車両の台数を、自動車(原動機付自転車以外の二輪車を含む。)と原動機付自転車に分けて記入すること。

(オ) エコドライブに係る研修の実施

講習会の開催など、従業員が参加するエコドライブに関する研修の実施状況を記入すること。

(カ) 上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組

出張時の公共交通機関の積極的利用や車の乗り合わせ、従業員の「ノーマイカーデー」の設定、渋滞緩和のための時差通勤の導入等、温室効果ガスの排出抑制に資する取組について記入すること。

(4) 選任届出書の提出に関する事項

届出書は、県民環境部環境首都課に1部提出するものとする。

(5)選任届出書の公表に関する事項

県は、提出された選任届出書の公表について同意が得られたものは、次の場所 及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

- (ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。
- (イ) 県のホームページにおいて、電子的手法 (PDFファイル) による公表を行う。

第10 その他

本指針については、今後の社会経済情勢や気候変動対策に関する各種の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、計画書制度のあり方については、今後、効果や影響を検証し、必要に応じ、 見直しを行うこととする。